

( 経済団体連合会提出意見 )

## 新電気通信法制の骨格に関する意見

2000年11月12日

林 紘 一 郎

( 慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所、教授 )

( 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター、特別研究員 )

- 1 . 技術革新のテンポが激しいIT分野においては、在来の制度がこれに十分対応しきれないとの認識の下で、民主導による変革の提案をしていこうという、視点と姿勢に敬意を表します。
- 2 . 本件に関する私見は既に「包括メディア産業法の構想」として発表済みであります( 末尾のURL参照 )。私のアプローチが既存の法律を全く無視して、更地に建物を立てるが如き方法であるのに対して、貴試案は現在の法律の問題点から出発し、その改正提案をしようとする地道なものであると思います。これらは互いに相反するものではなく、相互補完的なものと理解しています。
- 3 . ただし両者が相互補完的であるためには、私見が現状の問題点を十分踏まえたものでなければならないと同時に、貴試案が将来における大変革とも整合的である必要があると考えます。このような視点から以下では、私案とどの程度整合的であるか否かに焦点を絞って、数点コメントします。
- 4 . 検討の視点として掲げられた5点と、法の目的、行政の義務、参入・退出についての「たたき台」は大いに賛成です。ただし検討の対象が電気通信事業に限られているため、やむを得ないとも考えられますが、有線テレビジョン放送事業者も「公益事業特権」を享受できるようにし、同時にこの「たたき台」に合わせて原則届出制にすべきだと思います。CATVと通信との公正競争条件を整えることが、広帯域インターネットの利用促進にとって有益だと考えるからです。
- 5 . 「市場支配力を有する事業者」の概念の導入は、「そうでない事業者に対する規制をほとんど撤廃しよう」という意図から出たものである限りにおいて理解できます。ただし一旦この事業者と認定されると、認定の解除が遅れる惧れがあること、もともと「非対称規制」は規制の手段として優れたものとは言えないこと、などの問題点がありま

す。加えて昨今の新聞論調などでは、これが「支配的事業者には従来より厳しい規制を課すこと」と曲解されている場面もあるので、主旨の徹底と誤解されないための歯止めが必要だと思います。

6. 私個人は「市場支配力」という主観を伴いやすい判断基準に頼るより、「ユニバーサル・サービス提供者」のみを規制の対象にし、他はほとんど規制を撤廃するという、別種の「非対称規制」を提案したいと思います。貴試案の検討段階では、ユニバーサル・サービスについての検討が遅れているため、現在のような案になったのですが、再考の余地を残しておくべきだと思います。

なお、ユニバーサル・サービス基金などにより特定の事業者が提供義務を負う方式が改定されれば、それこそすべての事業者について規制が撤廃されるべきで、仮に支配的事業者が残るとしても、それは産業法（ないしは政策）の課題ではなく、独占禁止法（ないしは政策）の課題だと思います。

7. なお「たたき台」は全体に良くできているにもかかわらず、41、42、43条の扱いについて、不明確な点が気になります。私はこれらの条文は「通信の一元化」理念が支配し、またインターフェイス技術が未熟であった時代のもので、インターネット時代には不要だと思います。また、その大本を決めている「有線電気通信法」も不要で、何らかの規律が必要だとすれば、「電気通信設備は日本工業規格その他の汎用性の高い標準に準拠しなければならない」という一般原則だけを規定すれば十分でしょう。これにより「有線電気通信法」を廃止すれば、「LANを含めた私設設備は自由に構築して良いのだ」というアナウンス効果が生じ、インターネットの利用が促進されると思います。

8. なお関係が深いパブリック・コメントとして、私が既に郵政省と通商産業省に提出した意見については、近く専用のホーム・ページを開設しますので、次のURLを参照して下さい。

<http://www.glocom.ac.jp/users/hayashi/comments.html>

9. 私案である「包括メディア産業法」にご関心がある向きは、次のURLを参照して下さい。

<http://www.glocom.ac.jp/users/hayashi/papers.html>

(以上)